

第9回 新潟県渋滞対策協議会

日時：平成30年 7月31日（火）

10時00分～11時30分

場所：新潟国道事務所 B棟 大会議室

次 第

1. 挨拶

2. 議 事

- 1) これまでの検討経緯
- 2) 主要渋滞箇所の見直しについて
- 3) ピンポイント対策等の実施予定箇所
- 4) 地区WGでの取り組み報告について
- 5) 大型商業施設の施設計画段階での対応について
- 6) 今後の進め方について

3. その他

■配布資料

- ・ 配席図
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料－1 新潟県渋滞対策協議会 規約（案）
- ・ 資料－2 第9回 新潟県渋滞対策協議会 説明資料

第9回 新潟県渋滞対策協議会 配席図

会 長
北陸地方整備局 道路部
道路調査官

○

○ 一般社団法人
新潟県商工会議所連合会
専務理事

○ 一般社団法人 新潟県
ハイヤー・タクシー協会
専務理事

○ 公益社団法人
新潟県トラック協会
専務理事

○ 公益社団法人
新潟県バス協会
専務理事

○ 東日本高速道路(株)
新潟支社 道路事業部長

○ 新潟県警察本部
交通部 交通規制課長

○ 新潟県 土木部
道路建設課長

○ 新潟市 土木部
道路計画課長

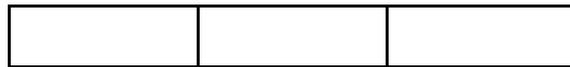
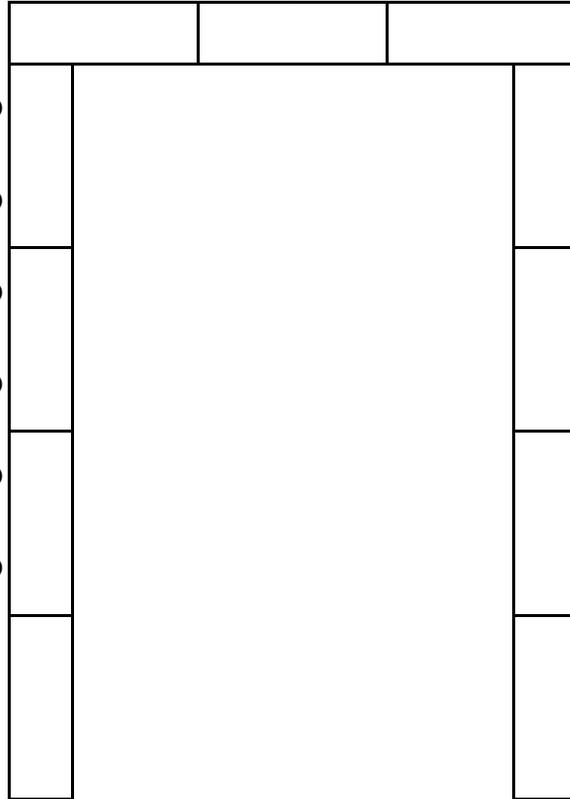
○ 北陸信越運輸局
新潟運輸支局長

○ 北陸地方整備局
高田河川国道事務所長

○ 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所長

○ 北陸地方整備局
長岡国道事務所長

○ 北陸地方整備局
新潟国道事務所長



○ 新潟県警

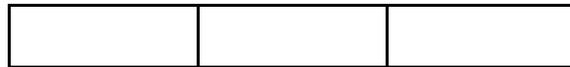
○ 新潟市

○ 新潟国道

○ 新潟国道

○ 高田河川国道

○ 整備局



○ 新潟県

○ 新潟市

○ 新潟国道

○ 新潟国道

○ 高田河川国道

○ 整備局



○

○

○

○ 長岡国道

○ 長岡国道

○ 羽越河川国道

記者席

入口

第9回 新潟県渋滞対策協議会名簿

	所 属	役 職	氏 名	出欠	備 考
	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	専務理事	早福 弘	出席	
	新潟県道路整備協会	会長	村山 秀幸	欠席	
	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鈴木 久夫	出席	
	公益社団法人 新潟県トラック協会	専務理事	浅間 博	出席	
	公益社団法人 新潟県バス協会	専務理事	高橋 清吉	出席	
	東日本高速道路(株) 新潟支社 道路事業部	道路事業部長	樽井 敏治	代理	総合企画部 調査役 清田 康明
	新潟県警察本部 交通部	交通規制課長	真島 豊	代理	交通管制センター長 小林 俊義
	北陸信越運輸局 新潟運輸支局	支局長	皆川 明夫	代理	首席運輸企画専門官 関谷 浩
	新潟県 土木部	道路建設課長	金子 法泰	代理	道路建設課 副参事 田中 裕次
	新潟市 土木部	道路計画課長	松島 秀樹	出席	
会長	北陸地方整備局 道路部	道路調査官	松平 信治	出席	
	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	事務所長	遠藤 正樹	出席	
	北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	事務所長	渡邊 隆幸	代理	工務第二課長 岡田 謙一
	北陸地方整備局 長岡国道事務所	事務所長	星野 成彦	代理	副所長 阿部 義孝
	北陸地方整備局 新潟国道事務所	事務所長	大江 真弘	出席	
事務局 : 新潟県、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社、北陸地方整備局					

新潟県渋滞対策協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は「新潟県渋滞対策協議会」（以下、「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、公正・中立な立場から、関係者・市民との協働の中、実施する渋滞対策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、様々な立場で議論する場と位置づけるとともに対策の基本方針を決定し、新潟県内の道路行政運営に反映する事を目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 交通の円滑化向上に関する事
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 1 協議会は別紙に掲げる委員により構成する。
2 委員の追加・変更は、協議会の承認を要するものとする。

(委員の任期)

第5条 ~~委員の任期は、平成30年3月31日迄とする。なお、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。~~

委員の任期は、協議会が存続するまでの期間とする。

(会長)

第6条 1 協議会には、会長を置くものとする。
2 会長が職務を遂行出来ない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。
3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(協議会の運営)

第7条 1 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。
2 協議会は、協議会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(地区ワーキング部会)

第8条 1 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うため、協議会に次の号の地区ワーキング部会(以下「地区WG部会」という)を置く。

- (1) 新潟地区WG部会
- (2) 新発田地区WG部会
- (3) 三条地区WG部会
- (4) 長岡地区WG部会
- (5) 上越地区WG部会

2 地区WG部会の部会長は、別紙-1のとおりとする。

3 地区WG部会は、協議会を組織している団体の中から部会長が指名する職員で組織する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができるものとする。

4 第7条の規定は地区WG部会等の会議に準用する。この場合において、「協議会」とは「地区WG部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うにあたり、各部会長が地区WG部会の合同開催を効率的と認めた場合、地区WG部会を合同で開催できるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 1 事務局は、北陸地方整備局道路部地域道路課、新潟国道事務所調査課、新潟県土木部道路建設課、新潟市土木部道路計画課、東日本高速道路(株)新潟支社総合企画部総合企画課に置く。

2 地区WG部会の事務局は、別紙-1のとおりとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 1 この規約は、平成24年 7月 31日から施行する。

2 平成25年6月24日 一部改正

3 平成27年10月8日 一部改正

4 平成30年7月31日 一部改正

新潟県渋滞対策協議会委員

- 会 長 国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路調査官
- 委 員 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事
- 委 員 新潟県道路整備協会 会長
- 委 員 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
- 委 員 公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事
- 委 員 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
- 委 員 東日本高速道路（株） 新潟支社 道路事業部長
- 委 員 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
- 委 員 国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局長
- 委 員 新潟県 土木部 道路建設課長
- 委 員 新潟市 土木部 道路計画課長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所長

新潟県渋滞対策協議会【地区ワーキング部会】

No	部会名	部会長	事務局
1	新潟地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
2	新発田地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
3	三条地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
4	長岡地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
5	上越地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 調査第二課長	調査第二課

第9回 新潟県渋滞対策協議会 説明資料

目 次

1. これまでの検討経緯
2. 主要渋滞箇所の見直しについて
3. ピンポイント対策等の実施予定箇所
4. 地区WGでの取り組み報告について
5. 大型商業施設の施設計画段階での対応について
6. 今後の進め方について

平成30年7月

1. これまでの検討経緯

1. これまでの検討経緯

1-1 これまでの経緯

- 平成24年度に渋滞対策協議会を立ち上げ、これまで第1回～第8回の協議会を開催。
- 平成25年度からは地区WGにおける対策検討も実施。

第1～3回 新潟県渋滞対策協議会の開催 (H24に3回開催)

- 今後の進め方、渋滞箇所抽出方法について
- パブリックコメントの実施 (H24.11～12)
- 主要渋滞箇所を選定について

主要渋滞箇所の公表 (H25.1)

第4～6回 新潟県渋滞対策協議会 (H25.6～H27.10までに3回開催)

- 今後の取り組み方針・検討体制
- 渋滞対策の基本方針(案)
- モニタリング結果

渋滞対策の基本方針(案)の公表 (H27.10)

第7回 新潟県渋滞対策協議会の開催 (H28.7)

- 地区WGの取り組み内容
- モニタリング結果

第8回 新潟県渋滞対策協議会の開催 (H29.7)

- 主要渋滞箇所の見直しについて
- ピンポイント渋滞対策について

第9回 新潟県渋滞対策協議会の開催 (H30.7.31)

- 主要渋滞箇所の見直しについて
- ピンポイント渋滞対策について

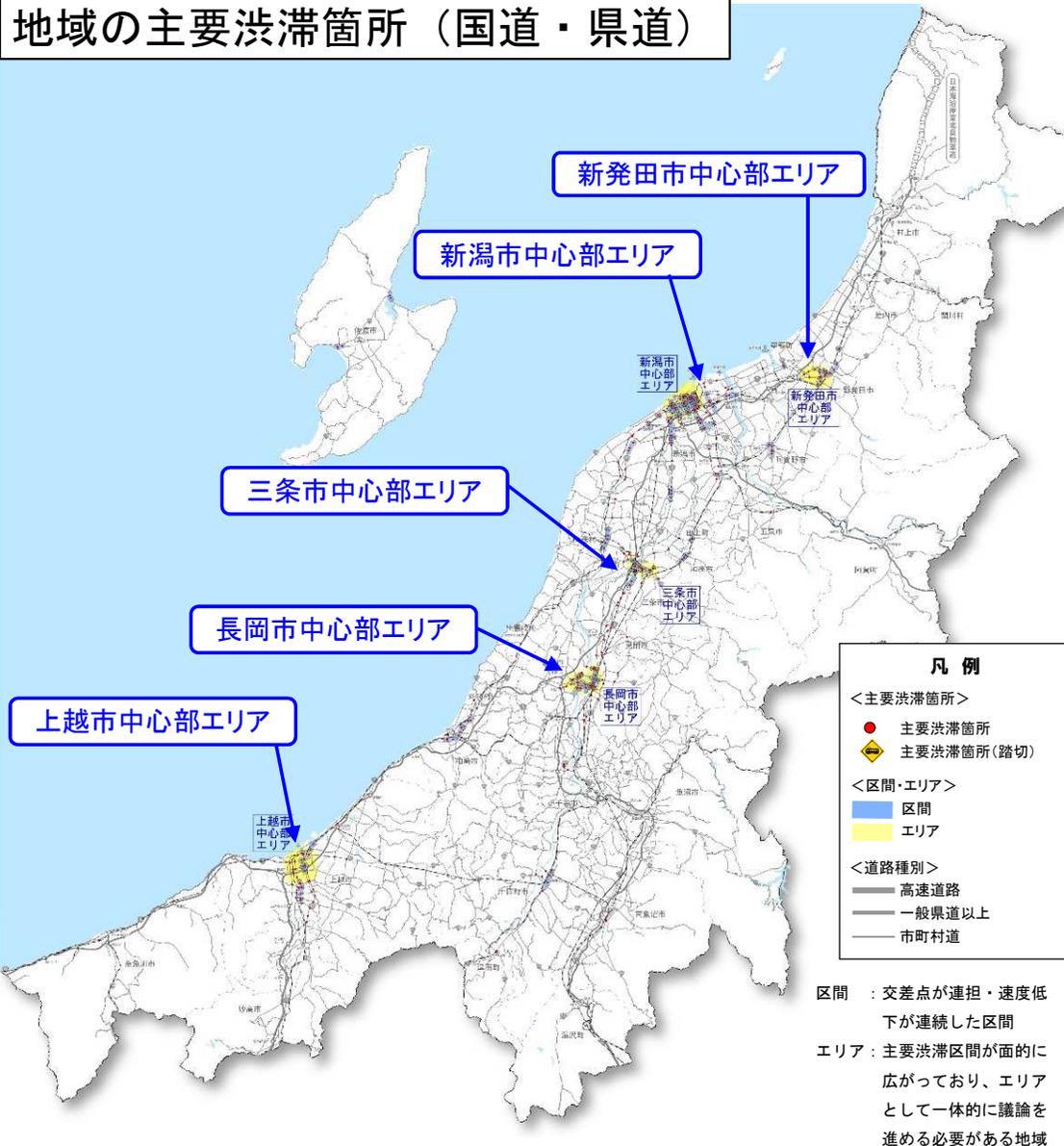
地区WG及び道路管理者における検討

1. これまでの検討経緯

1-2 平成24年度選定の主要渋滞箇所の見直し

- 平成24年度に選定した主要渋滞箇所の見直しを行うことで、第8回協議会にて承認。
- 見直しにあたり、各道路管理者にて現地確認を実施。

地域の主要渋滞箇所（国道・県道）



【平成24年度（第3回協議会）特定】

国道・県道・市道

【混雑多発】

- 渋滞損失が多い、または平日ピーク時における旅行速度20km/h以下の箇所

116箇所

- ボトルネック踏切

2箇所

【特定日に混雑】

- 休日における速度低下箇所

16箇所

- 冬期における速度低下箇所

3箇所

【パブコメによる選定】

166箇所

主要渋滞箇所総数：303箇所

1. これまでの検討経緯

1-3 第8回渋滞対策協議会での議論

○第8回新潟県渋滞対策協議会で議論された内容とその対応は下記に示すとおりである。

意見	対応
新潟県各地で新たな道路の開通やスマートICの設置、新駅の整備や大規模商業施設の立地など新たな渋滞発生箇所の検証が必要。	最新の交通データを用いて、フローに基づき沿道状況を確認しつつ、追加・解除候補箇所の分析を実施し、次回の協議会で議論。
今後増えることが見込まれる訪日外国人への対応も含め、観光地周辺の渋滞対策を実施し円滑なアクセスを確保することが必要	観光渋滞の発生状況等について分析を実施。当面、上越市水族館のリニューアルオープンに対する取り組みを検討。

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

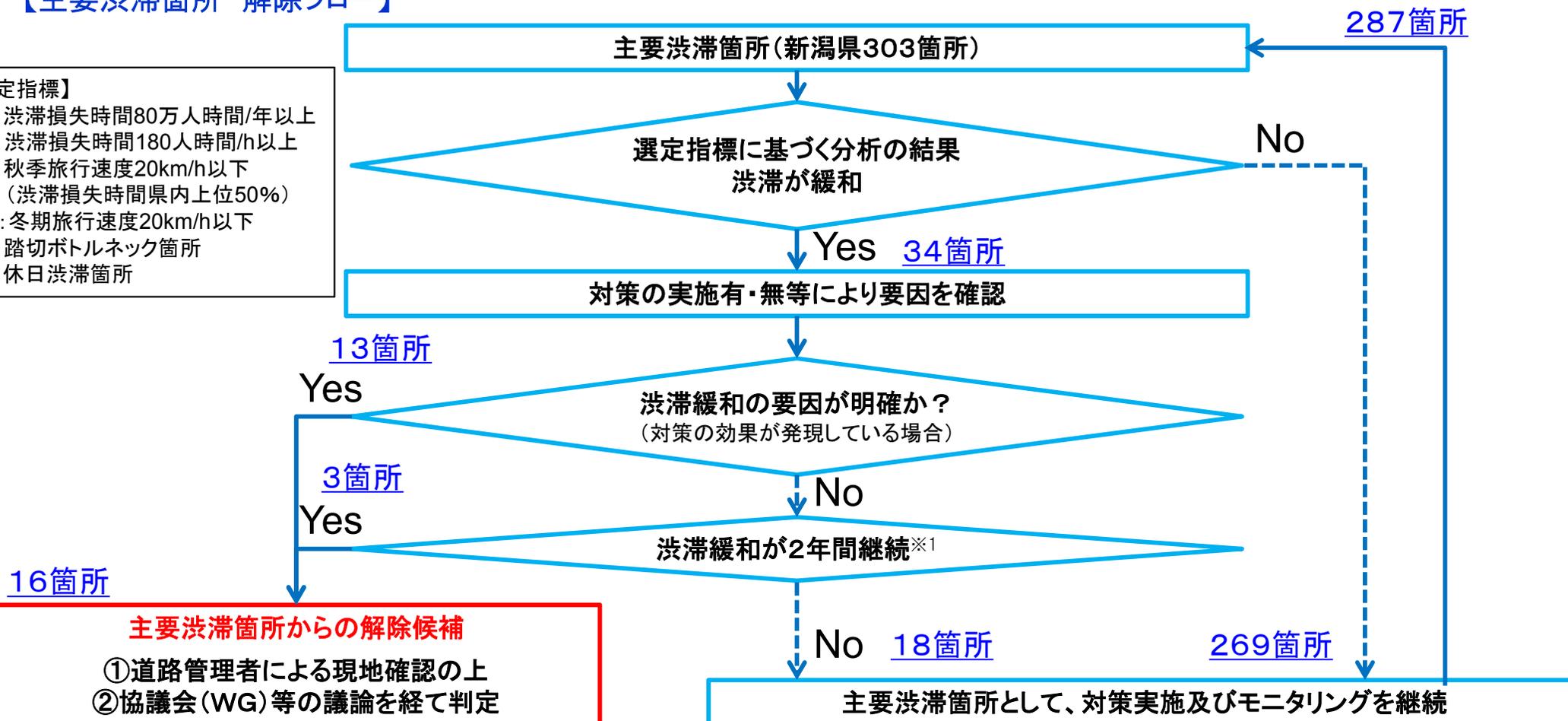
2-1 解除候補箇所の抽出 (1) 解除フロー

- 主要渋滞箇所について、モニタリングを継続的に行い、渋滞状況の変化を把握した。
- 最新の速度・交通量データを用い、渋滞指標に基づき、以下のとおり判定した
 - ⇒渋滞緩和の要因が明確な場合（対策の効果が発現している場合等）は、解除対象とした
 - ⇒渋滞緩和の要因が明確で無い場合は、渋滞緩和が2年間継続した場合、解除対象とした

【主要渋滞箇所 解除フロー】

【選定指標】

- A: 渋滞損失時間80万人時間/年以上
- B: 渋滞損失時間180人時間/h以上
- C: 秋季旅行速度20km/h以下
(渋滞損失時間県内上位50%)
- C': 冬期旅行速度20km/h以下
- D: 踏切ボトルネック箇所
- E: 休日渋滞箇所



※1 路上工事の影響など、不確定な要素を排除するため

※2 パブコメ選定箇所については、データに基づく分析+道路管理者等の意見を踏まえ解除を検討

※3 高速道路の渋滞区間については別途検討

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(2) 解除箇所の選定

○解除候補箇所について、道路管理者による確認（現地確認）を実施し、全ての箇所で混雑の緩和を確認したため、主要渋滞箇所の指定を解除する。

項目	No	地区等	指標	交差点名等	路線名	解除の理由
渋滞緩和の要因が明確	1	新発田WG	指標	五十公野	(主)新発田津川線	荒町バイパスや市道五十公野バイパス線が開通し、交通の分散・転換があったため
	2	上越WG	指標	本町七丁目	(主)上越安塚柏崎線	(都)飯門田線開通による交通転換による速度向上
	3	上越WG	指標	飯交差点	(主)上越安塚柏崎線	(都)飯門田線開通による交通転換による速度向上
	4	WG以外	指標	小新インター	国道116号	小新ICの改良工事(H23.12)、歩行者信号を押しボタン信号(H24.3)に変更したことによる速度向上
	5	WG以外	指標	車場	国道403号	新津西SIC(H23.12)の開通による交通転換により速度向上
	6	WG以外	パブコメ	島見橋	国道113号	主道路(国道113号)に右折レーンを設置(H28.年度)し、混雑が緩和
	7	WG以外	パブコメ	刈羽	国道352号	周辺施設の利用形態の変化に伴い、渋滞が緩和
	8	WG以外	パブコメ	川治上町	国道117号	新潟・福島豪雨(H23.7)の災害復旧工事が終わり、工事用車両が減少
	9	WG以外	パブコメ	亀田早通	新潟市道	H29年度に交差点改良を実施し、渋滞が緩和
	10	WG以外	パブコメ	村上瀬波温泉IC入口	国道7号	日東道の延伸により、国道7号の交通量が日東道へ転換し、渋滞が緩和
	11	WG以外	パブコメ	中之島大橋西詰	主要地方道見附中之島線	中之島大橋の整備により旅行速度が改善
	12	WG以外	パブコメ	竹俣	国道17号	竹俣交差点の改良に伴い、線形改良および右折レーンが設置されたため、渋滞緩和。
	13	WG以外	パブコメ	阿賀野川大橋	国道7号	橋梁部の速度低下はIC部の影響によるものと判断されるため。
渋滞緩和が2年間継続	14	長岡WG	指標	片田交差点	国道17号	2年間のモニタリング結果により旅行速度が改善
	15	WG以外	指標	巻中央IC	国道116号	2年間のモニタリング結果により旅行速度が改善
	16	WG以外	パブコメ	猿和田駅前	一般県道矢津猿和田停車場線	2年間のモニタリング結果により旅行速度が改善

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(3) 解除事例 (主) 新発田津川線 五十公野交差点

H24選定時 指標	C (秋季旅行速度20km/h以下かつ 渋滞損失時間県内上位50%)
--------------	--

■ 箇所概要

- 箇所名：五十公野交差点
- 箇所概要
 - ・ (主) 新発田津川線と (一) 八幡新田島潟線の交差点。
 - ・ 新発田地域の外環状道路を構成する路線。

■ 解除の理由

- 荒町バイパスや市道五十公野バイパス線などが開通し、交通が分散・転換し、旅行速度も改善。
- 現地を確認しても混雑が発生していないため解除。

■ 交差点概要図



■ 現地状況写真

写真①(B方向)

※交差点からB方向を望む



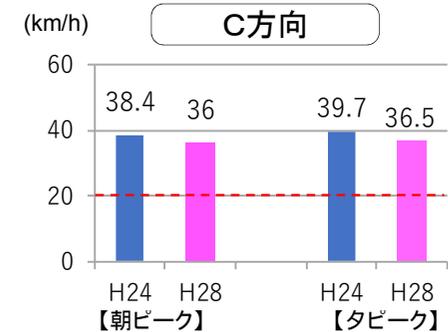
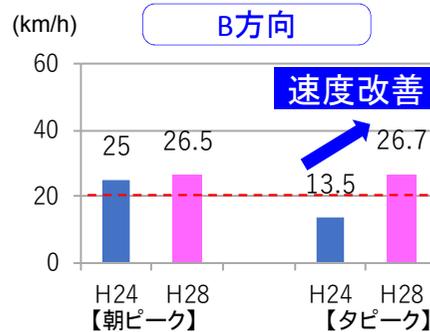
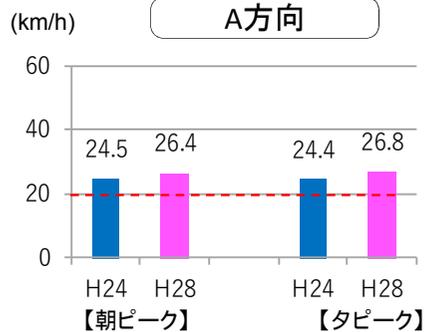
写真②(B方向)

※B方向から交差点を望む



■ 旅行速度

出典：民間プローブデータ
選定時 H23.9-11 平日
見直し時 H28.9-11 平日



2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(3) 解除事例 (主) 上越安塚柏崎線 飯交差点

H24選定時 指標	C (秋季旅行速度20km/h以下かつ 渋滞損失時間県内上位50%)
--------------	--

■ 箇所概要

- 箇所名：飯交差点
- 箇所概要
 - ・ 上越市の市街地部に位置する（主）上越安塚柏崎線と県道
上越新井線の交差点。

■ 解除の理由

- (都) 飯門田新田線の整備により、旅行速度が改善。
- 現地を確認しても混雑が発生していないため**解除**。

■ 交差点概要図



■ 現地状況写真

写真①(A方向)

※A方向から交差点を望む

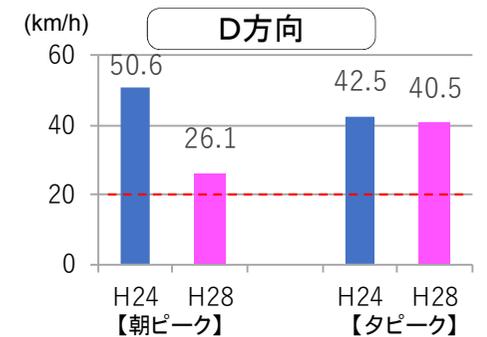
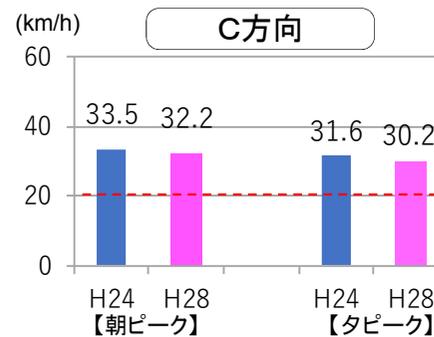
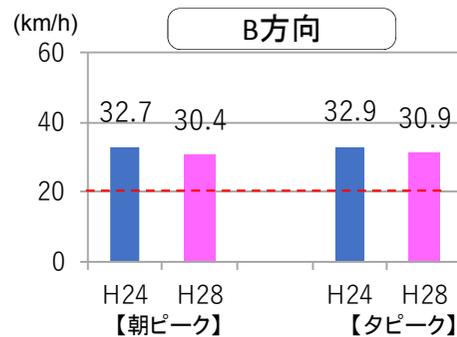


写真②(A方向)

※A方向から交差点を望む



■ 旅行速度



出典：民間プローブデータ H24(選定時)：H23.9-11
H28(見直し時)：H28.9-11

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

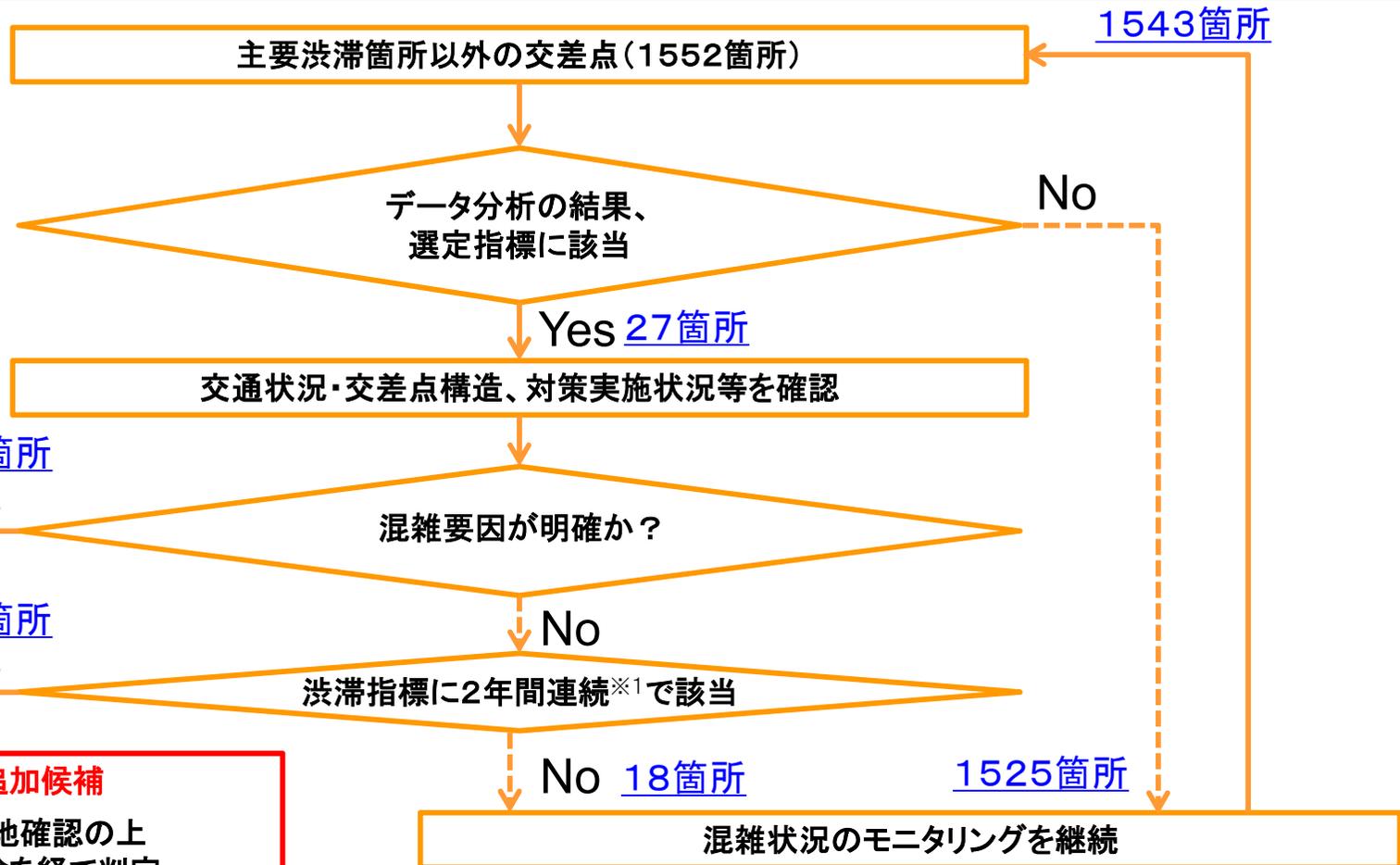
2-2 追加候補箇所の抽出 (1) 追加フロー

- 主要渋滞箇所以外についても、最新の速度・交通量データを用い、渋滞状況を把握した。
- 渋滞指標に基づき、以下のとおり判定する。
 - ⇒ 渋滞要因が明確な場合は、主要渋滞箇所の追加候補とする。
 - ⇒ 渋滞要因が明確で無い場合は、2年間連続で渋滞指標に該当した場合に、主要渋滞箇所の追加候補とする。

【主要渋滞箇所 追加フロー】

【選定指標】

- A: 渋滞損失時間80万人時間/年以上
- B: 渋滞損失時間180人時間/h以上
- C: 秋季旅行速度20km/h以下
(渋滞損失時間県内上位50%)
- C': 冬期旅行速度20km/h以下
- D: 踏切ボトルネック箇所
- E: 休日渋滞箇所



主要渋滞箇所への追加候補

- ①道路管理者による現地確認の上
- ②協議会(WG)等の議論を経て判定

※1 路上工事の影響など、不確定な要素を排除するため

※2 高速道路の渋滞区間については別途検討

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(2) 追加箇所の選定

○主要渋滞箇所以外の交差点について、指標による確認、道路管理者による現地確認の結果、以下に示す9箇所を主要渋滞箇所として追加する。

項目	No	地区等	選定指標	交差点名等	路線名	選定指標
混雑要因が明確	1	新潟WG	指標	平成大橋東詰	国道116号	(都) 網川原線 (H26.8) の開通により、渋滞が発生
	2	新発田WG	指標	新栄町	(主) 新発田停車場線	商業施設の立地により交通量が増加し、渋滞が発生
	3	長岡WG	指標	西宮内1丁目	国道404号	フェニックス大橋の開通 (H25.11) により交通量が増加し、渋滞が発生
	4	長岡WG	指標	要町一丁目	市道 (フェニックス大橋側)	フェニックス大橋の開通 (H25.11) により交通量が増加し、渋滞が発生
	5	WG以外	指標	寺尾小新線と西7-103号線	寺尾小新線	商業施設の開店 (H25.4) と都市計画道路の整備 (H26.3) により、渋滞が発生
	6	WG以外	指標	県道324号と正尺・早通線	一般県道豊栄太夫浜線	周辺に大規模小売店舗の立地が進み、新たな混雑が発生
	7	WG以外	指標	妙見堰	国道17号	交差点手前 (国道17号上り側) での左折車減速の影響により旅行速度が低下
指標に2年連続該当	8	三条WG	指標	燕橋	国道289号	交通の集中により混雑が発生
	9	WG以外	指標	網代浜	国道113号	交通の集中により混雑が発生

2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(3) 追加事例

(主) 新発田停車場線

新栄町交差点

H28選定指標

C
(秋季旅行速度20km/h以下かつ
渋滞損失時間県内上位50%)

■ 箇所概要

○箇所名：新栄町交差点

○箇所概要

- ・国道460号新発田南バイパスに位置し、近年、商業施設の立地が進むほか、外環状道路としても機能。

■ 追加の理由

- 商業施設の立地により交通量が増加し、渋滞が発生。(H23年以降3件の商業施設が立地)
- 現地確認を行っても朝、夕ピークを中心に渋滞が発生しており、主要渋滞箇所として**追加**。

■ 交差点概要図



■ 現地状況写真

写真①(A方向)

※A方向から交差点を望む

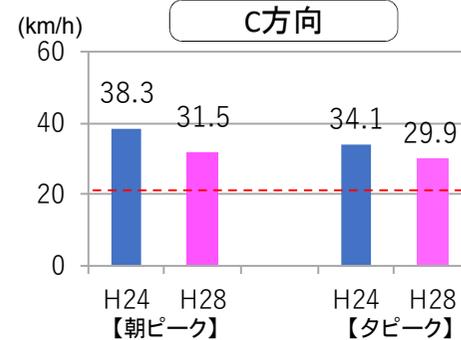
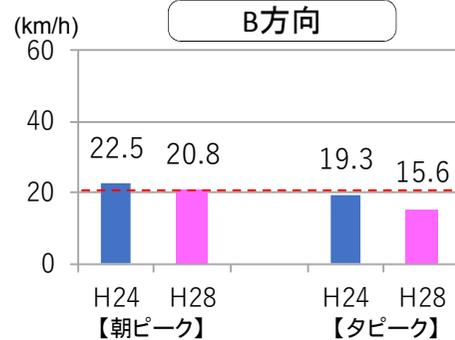


写真②(B方向)

※B方向から交差点を望む

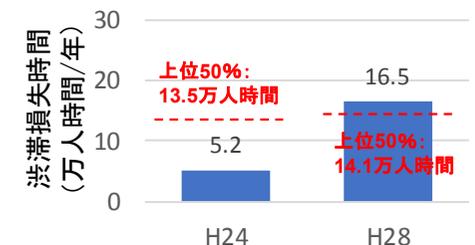


■ 旅行速度



出典：民間プローブデータ
H24(選定時)：H23.9-11
H28(見直し時)：H28.9-11

交差点渋滞損失時間



2. 主要渋滞箇所の見直しについて

(3) 追加事例 国道404号 西宮内1丁目交差点

H28選定指標	C (秋季旅行速度20km/h以下かつ渋滞損失時間県内上位50%)
---------	--------------------------------------

■ 箇所概要

- 箇所名：西宮内1丁目交差点
- 箇所概要
 - ・ 国道404号（フェニックス大橋）と県道山田中湍線の交差点で、フェニックス大橋の開通後、交通量が増加している。

■ 追加の理由

- フェニックス大橋の開通（H25.11）により交通量が増加し、渋滞が発生。
- 現地確認の結果でも、特に国道404号側（D方向）で混雑が確認されているため主要渋滞箇所として**追加**。

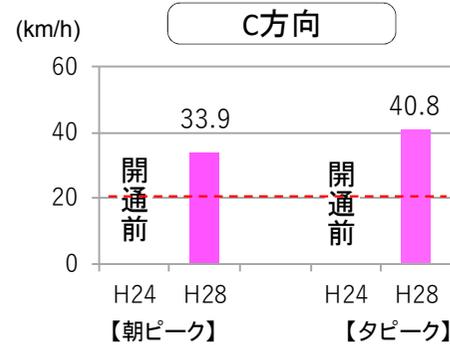
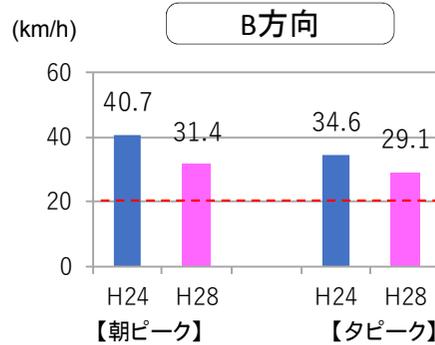
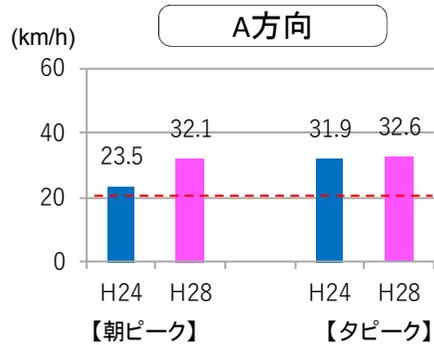
■ 交差点概要図



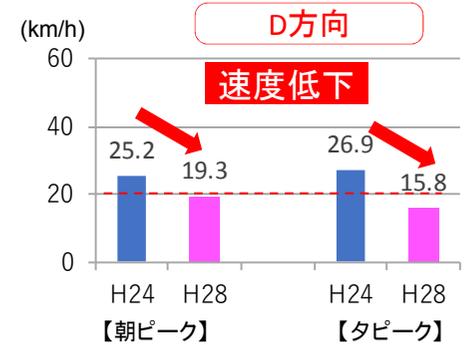
■ 現地状況写真



■ 旅行速度



出典：民間プローブデータ H24(選定時)：H23.9-11
H28(見直し時)：H28.9-11



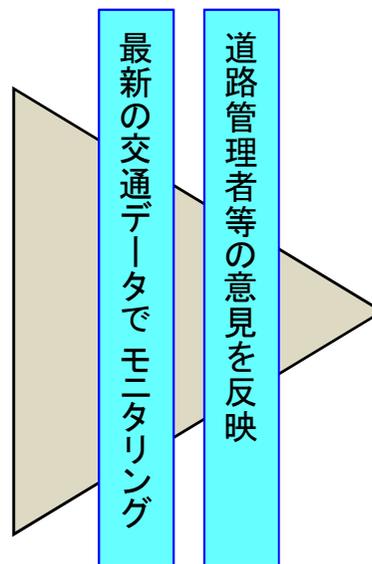
2. 主要渋滞箇所の見直しについて

2-3 平成30年度選定 主要渋滞箇所

○主要渋滞箇所の追加・解除候補を反映した新たな主要渋滞箇所を下表の通り選定した。

平成24年度選定主要渋滞箇所	
主要渋滞箇所の分類 (渋滞箇所の抽出指標)	主要渋滞箇所数 (303カ所)
基準A [渋滞損失時間80万人時間/年以上]	2箇所
基準B [渋滞損失時間180人時間/H以上]	5箇所
基準C [秋季旅行速度20km/h以下]	109箇所
基準C' [冬期旅行速度20km/h以下]	3箇所
基準D [踏切ボトルネック箇所]	2箇所
基準E [大規模商業施設休日渋滞箇所]	16箇所
①抽出基準に該当する箇所数	137箇所
②パブリックコメント抽出箇所	166箇所
主要渋滞箇所合計(①+②)	303箇所

※1 民間プローブデータ(H23.9~11)による。



平成30年度選定 主要渋滞箇所(案)
2箇所
5箇所
113箇所
2箇所
2箇所
15箇所
139箇所
157箇所
296箇所

※1 民間プローブデータ(H27.9~11、H28.9~11)による。

3. ピンポイント対策の実施予定箇所

3. ピンポイント対策の実施予定箇所

- 妙見堰交差点では、交差点手前の左折車減速等による影響で速度低下や急ブレーキ等が発生。
- 左折車線の設置により速度低下、急ブレーキ等を排除する。

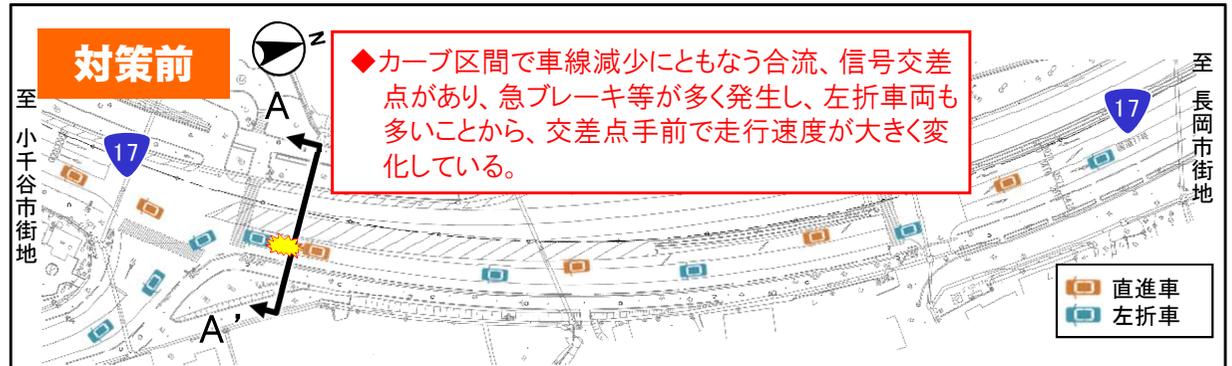
国道17号 妙見堰交差点

左折レーンの設置

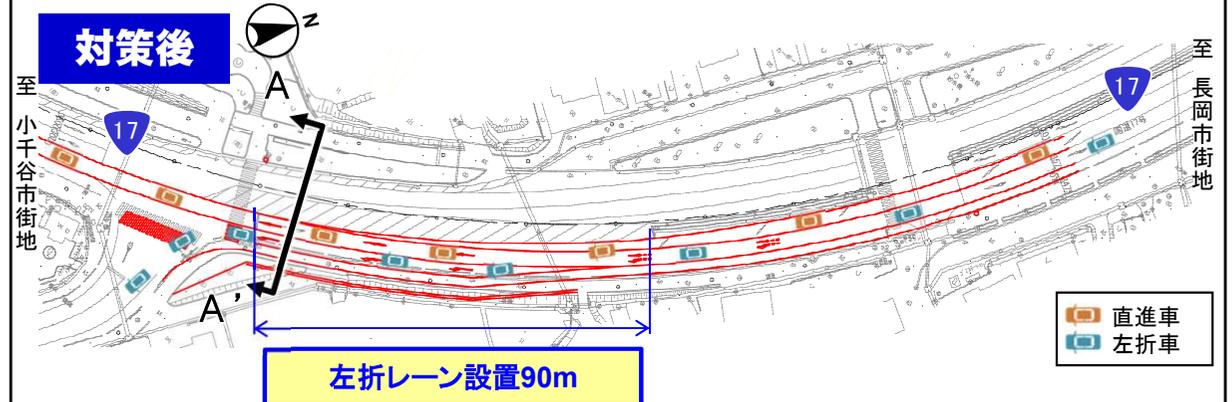
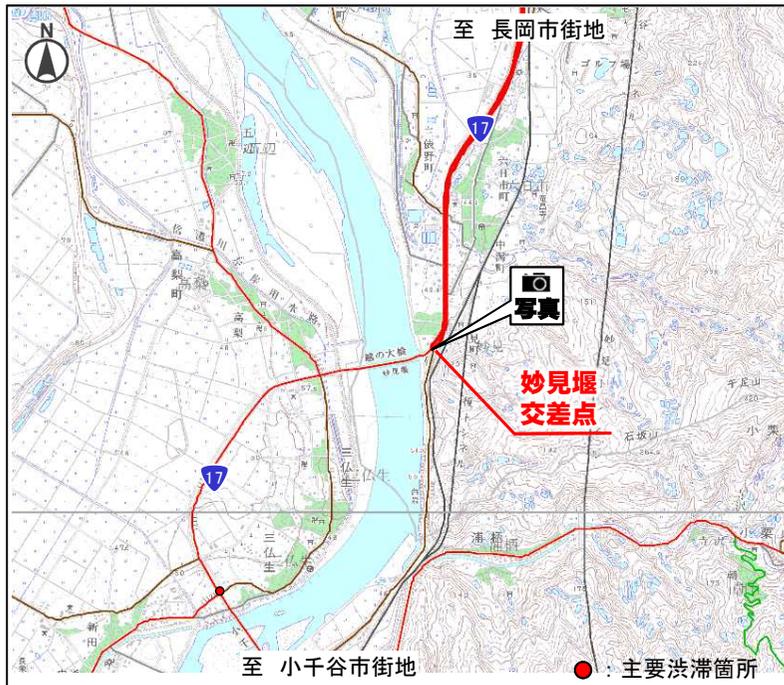
《位置図》



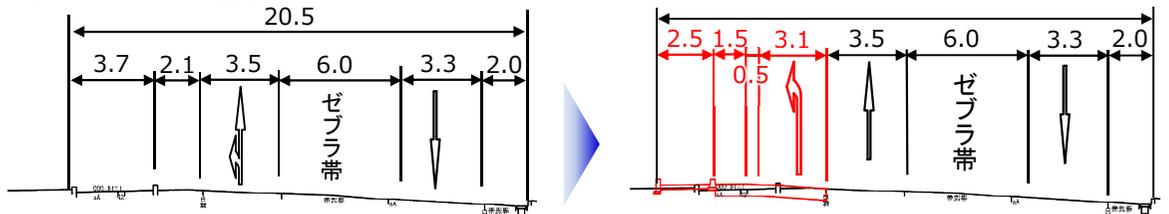
《説明図》



《広域図》



【A-A' 断面図】

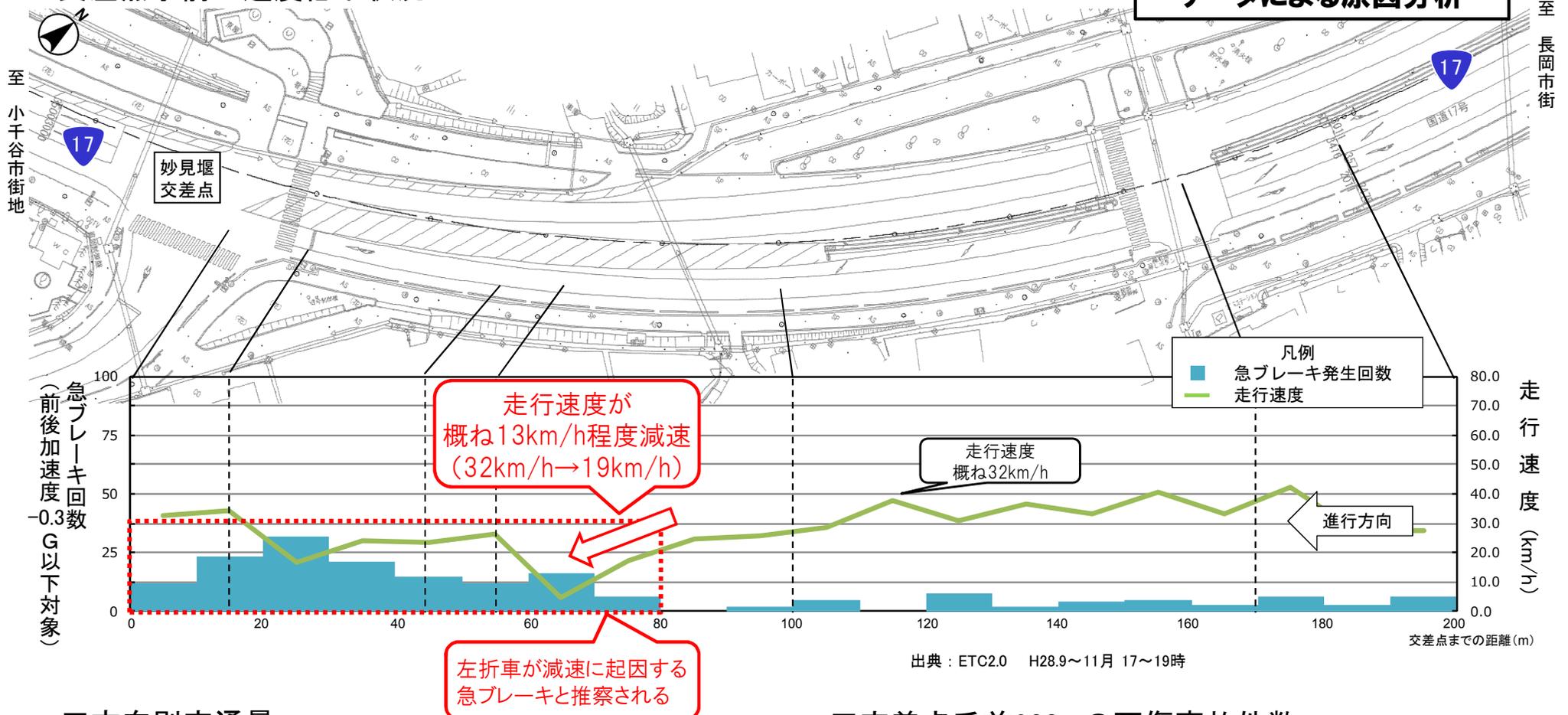


3. ピンポイント対策の実施予定箇所

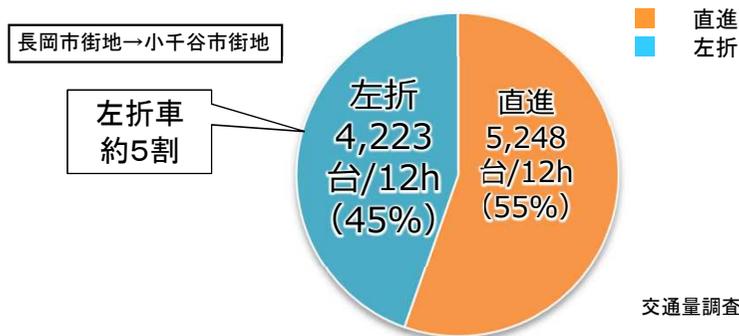
○交差点手前での左折車減速により走行速度が13km/h程度低下している。

■交差点手前の速度低下状況

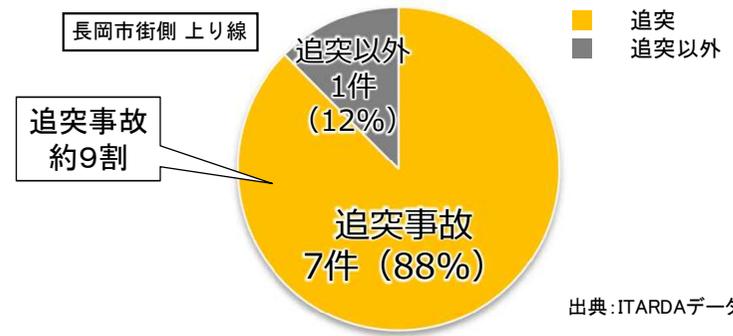
データによる原因分析



■方向別交通量



■交差点手前200mの死傷事故件数



4. 地区WGでの取り組み報告について

4. 地区WGでの取り組み報告について

(1) 新上越市立水族博物館開業に伴う渋滞対策検討 【上越地区WGの取り組み】

① 新水族博物館開業について

- 平成30年6月26日に、上越市立水族博物館がリニューアルオープンを迎えた。
- リニューアル後は約3倍の来館者数を見込んでおり、水族館付近では新たな混雑箇所が懸念される。
- 上越地区WGでの渋滞対策の取り組み状況について紹介する。

◀上越市立水族博物館(旧館)▶



◀新水族博物館▶



◀新たな施設▶



【リニューアルの概要】

- ✓延べ床面積 1.3倍 (6,917→8,440㎡)
 - ✓来館者数 3.0倍 (20→60万人/年)
- 実績 予測値

資料：上越市立水族博物館のあゆみ
上越市新水族博物館 実施設計(概要)
上越市新水族博物館 基本計画 H26.1



新たな混雑が発生する可能性

4. 地区WGでの取り組み報告について

②水族館開業前の渋滞対策について

- 水族館へのアクセス経路の分散を図るため、案内標識の見直しを実施
- また、主要なアクセス路の改良や信号現示を見直し、混雑解消や安全性の向上を目的とした対策を実施

①案内標識の見直し

凡例
 主要渋滞箇所: ●

左折誘導を追加

水族博物館
直江津港
上越市街(直江津)
マリーナ上越
水族館 Aquarium

右折誘導に変更

撤去

左折誘導を直進誘導に変更

変更前
 直江津港 佐渡航路
 上越市街(直江津)
 マリーナ上越

変更後
 直江津港
 水族館
 上越市街(直江津)
 マリーナ上越

②アクセス路の改良

○道路整備 (H28~H29)
 (右折車線新設)

○信号現示時間の見直し (H28)

○道路整備 (H29~H30)
 (右折車線新設)

○道路整備 (H29)
 (歩道、S字カーブの緩和)

○右折車線設置 (H29)
 (区画線引直し)

○隅切り拡幅 (H29県道整備)

至長岡
 至富山

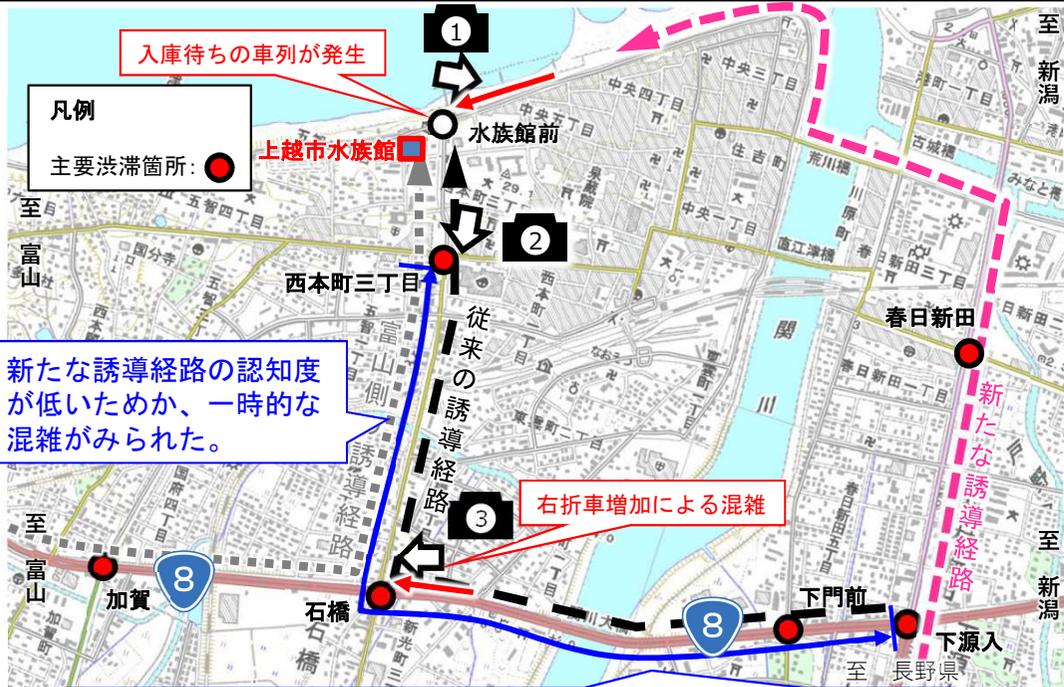
1 300m

○P1

4. 地区WGでの取り組み報告について

③開業後の交通状況について（速報）

- リニューアルオープン後1週間(6/26~7/2)で約3万人来場、週末ピーク7/1(日)には約8.3千人が来館した。
- 駐車場入庫待ちや主要交差点などで一時的な混雑が見られ、導線となっていない区間でも速度が低下していることが確認されたが、大きな混乱はなかった。
- お盆等の繁忙時期に向けては、パーク&ライド等の追加対策を検討しており、今後も誘導する導線の周知や交通状況を注視しながら、対策を検討していく予定。

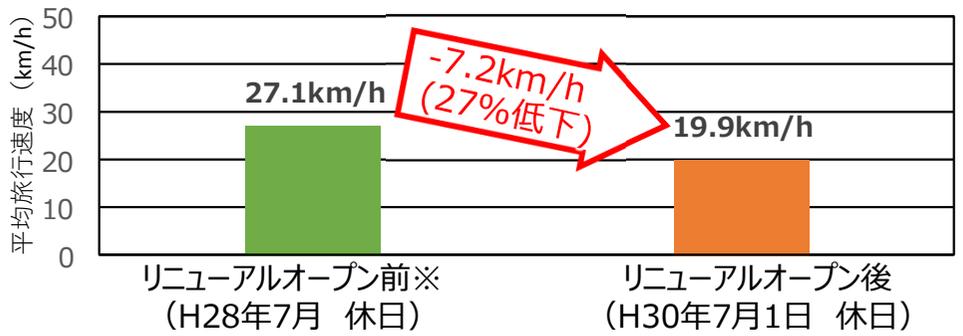


オープン前（閉館中）
H30/6/10(日)

オープン後
H30/7/1(日)



下源入交差点⇔西本町三丁目間の平均旅行速度



※オープン前集計日：3日、10日、17日、18日、24日、31日 資料：ETC2.0 様式2-3 9時-19時

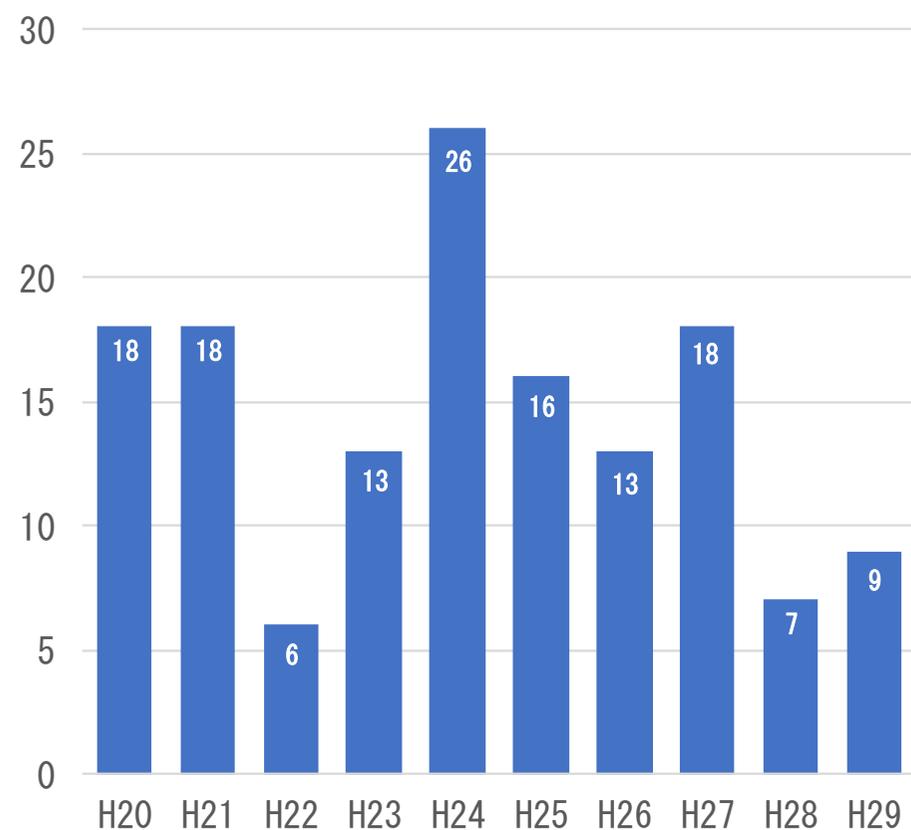
5. 大型商業施設の施設計画段階での 対応について

5. 大型商業施設の施設計画段階での対応について

(1) 大型店舗の新規開業と制度的課題

- 新潟県における大規模小売店舗出店にかかる申請件数は過去10年間で144件。
- 既存の立地許可制度では、周辺交通への影響を抑制する対応として施設敷地内や接続道路での対策が中心となっており、結果として立地後に広域的な渋滞を多く生じさせている現状。
- 立地後、立地者に対して渋滞状況のモニタリングや渋滞対策を要請することを前提とした枠組みになっていない。

新潟県における大規模店舗の申請件数の推移



新潟市内における大規模店舗出店状況



※「大規模小売店舗立地法」の対象：建物内の店舗面積の合計が1,000m²以上の施設
 出典：経済産業省HP 大店立地法届出の件数表 より

出典：新潟県HP
 新潟県内大規模小売店舗(店舗面積1,000m²以上)一覧

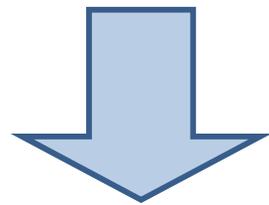
5. 大型商業施設の施設計画段階での対応について

(2) 現行の制度に対する対応(案)

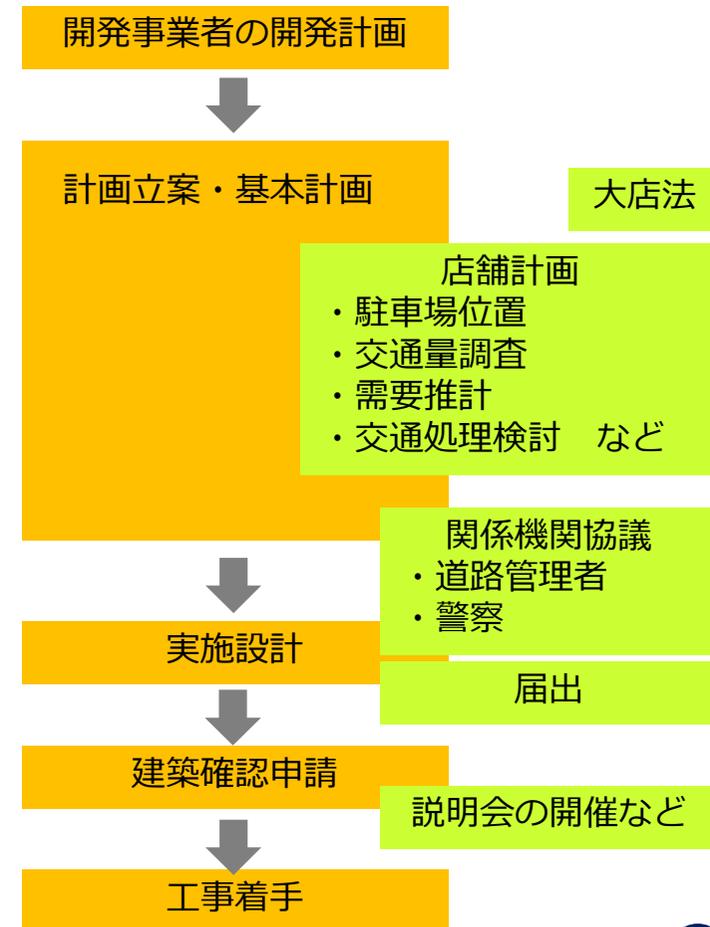
- 全国の渋滞対策協議会において特定された約9,000箇所の主要渋滞箇所のうち、1割強に相当する約1,200箇所が大規模小売店舗等、商業施設の沿道立地に起因する。
- 新潟県においては今後も新たな大規模小売店舗の立地が想定されることから、大規模小売店舗の建物立地者に対し、交通アセスメントの実施や周辺道路に及ぼす影響への対策を求めるなど、関係法令協議の中で、計画立案・基本設計の段階で渋滞対策の検討を促し、新たな渋滞を発生させないための事前の対策が必要。

【現行制度の課題】

- ・施設敷地内や接続道路での対策が中心
(広域的な検討は未実施)
- ・関係機関への協議が直接的な関係者のみ
- ・施設立地後の渋滞対策の要請が困難



渋滞対策協議会のスキームを活用し
施設計画段階で渋滞対策を検討・調整



6. 今後の進め方について

6. 今後の進め方について

■ 新潟県渋滞対策協議会の進め方

H30. 7

第9回新潟県渋滞対策協議会(今回)



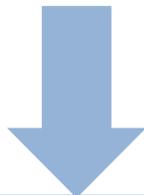
主要渋滞箇所追加・解除箇所の公表



〔 主要渋滞箇所のモニタリング
を継続 〕

H30. 10～H31. 2

地区WGにおける議論



H31. 3

第10回新潟県渋滞対策協議会の開催